



治療終了



(4) 保険金請求書類の作成

《作成するもの》

- 学研災保険金請求書
- 診断書または治療状況報告書（※2）
- 振込口座届（※3）

（※2） 保険金請求金額が10万円以下で後遺障害がない場合は、「治療状況報告書」に自筆で記入し、医療機関の領収書（ない場合は診察券。ただし、入院については領収書の提出が必須）のコピーを提出していただくことにより、診断書の提出に代えることができます。

（※3） 口座名義は本人または大学に登録してある父母（保証人）に限ります。



(5) 保険金請求書類の提出

《提出先》

- 【駿河台】リバティタワー3階 学生支援事務室
- 【和泉】第一校舎1階 和泉学生支援事務室
- 【生田】中央校舎1階 生田学生支援事務室
- 【中野】低層棟3階 中野教育研究支援事務室



学生支援事務室から保険会社に保険金請求書を送付します。
保険会社の審査後、保険金が大学口座に振り込まれます。
大学から学生に、保険金を「見舞金」として給付します。

2016年6月
学生支援事務室